

2024年6月吉日

お取引先 各位

大坪電気株式会社
購買部 購買課
総務部 業務課
総務部 経理課

注文書発行条件の変更について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、社内業務の見直しの一環として注文書の発行条件を緩和し、下記の通りルール変更を致します。
2024年7月より適用致しますので、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

敬具

記

1. 注文書の発行条件について

今までは税抜10万円以上は取極としていましたが、2024年7月からは税抜30万円を超えたら取極に変更します。
よって、税抜30万円以下まではスポット・常用・建築設備でお支払いします。

	変更前	変更後
スポット&常用&建築設備	税抜10万未満	税抜30万以下
取 極	税抜10万以上	税抜30万超

※ 従来より取極をしていないお取引先につきましては、今回の条件は当てはまりません。
今まで通りの方法で処理をお願いします。

2. 改訂版請求書2024.7について

(1) 主な変更点

【取極請求書】

・経過措置の欄を削除しました。

【建築・設備請求書】

・留意事項の①の内容を変更しました。

(2) 改訂版請求書2024.7の受付開始日

この請求書は2024年7月請求分よりご利用下さい。

(3) 請求書の配布方法

弊社ホームページの一番右下にある【帳票ダウンロード】をクリックして、【2. 日報・請求書関連】からダウンロードして下さい。

3. お問い合わせについて

【請求に関するお問い合わせ先】 業務課 03-6284-0435

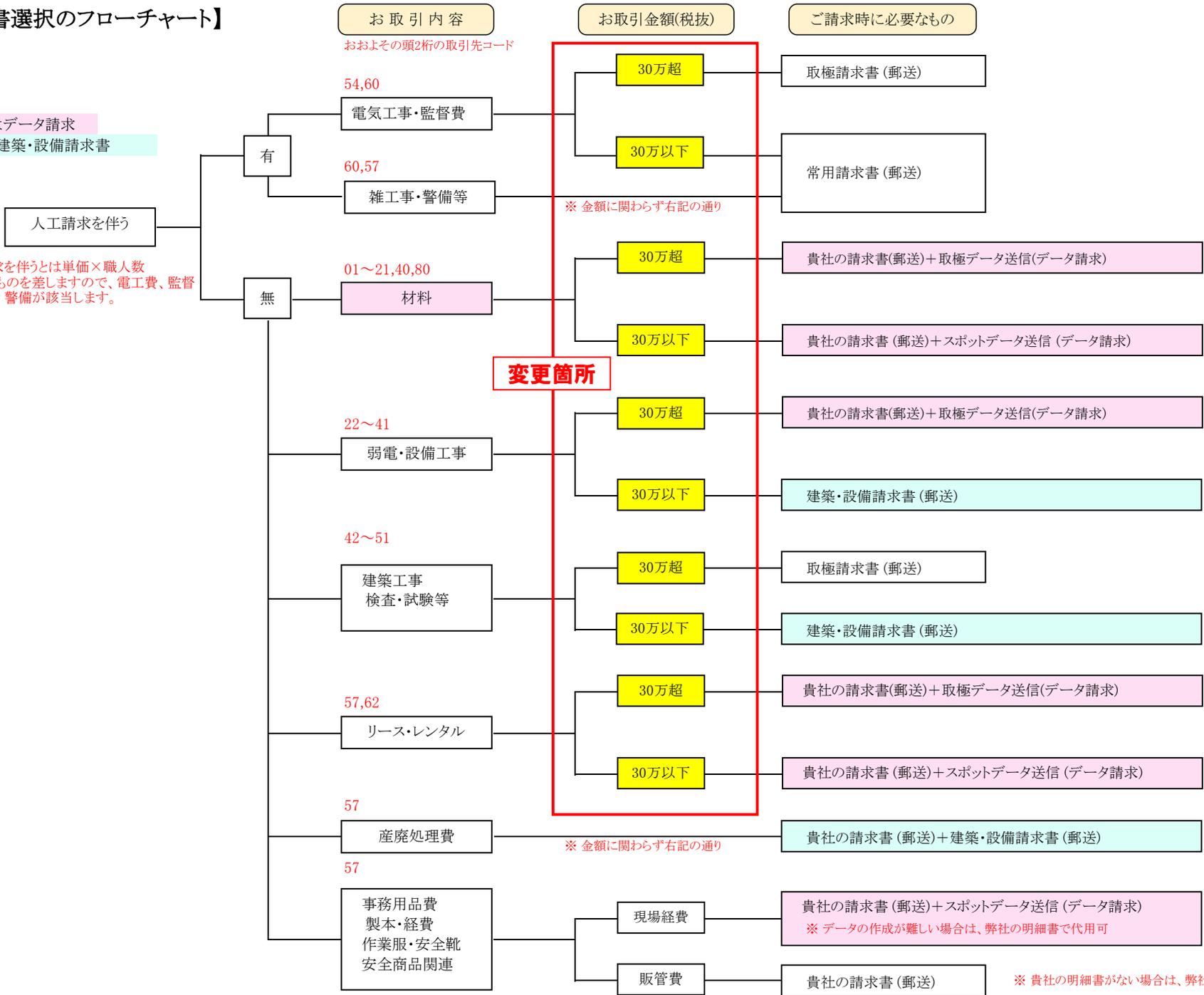
※ 営業所分の請求に関するお問い合わせは、各営業所にお願い致します。(大阪、日本橋を除く)

以上

【請求書選択のフローチャート】

※ ピンクはデータ請求
 ※ 水色は建築・設備請求書

※ 人工請求を伴うとは単価×職人数で請求するものを差しますので、電工費、監督費、雑工事、警備が該当します。



変更箇所

※ 金額に関わらず右記の通り

※ 貴社の明細書がない場合は、弊社の明細書を使用